

地域での支えあいにより  
自分らしく生き生きと  
安心して暮らせるまちづくり

第5期紀美野町障害福祉計画

及び

第1期紀美野町障害児福祉計画



紀美野町

平成30年3月  
和歌山県 紀美野町



## 目 次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画の趣旨 . . . . . 2
- 4 基本理念 . . . . . 2
- 5 計画期間 . . . . . 2
- 6 計画の推進に向けて . . . . . 3
- 7 他計画との整合性 . . . . . 4

### 第2章 紀美野町の障害のある人を取り巻く現状

- 1 障害のある人の状況 . . . . . 5
- 2 基本方針と施策の展開 . . . . . 9
- 3 共生型サービス . . . . . 11

### 第3章 安心して暮らせるための施策・サービス（障害福祉計画）

- 1 平成32年度までの成果目標 . . . . . 12
- 2 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策 . . . . . 14
- 3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策 . . . . . 22

### 第4章 障害児支援（障害児福祉計画）

- 1 障害児支援の提供体制の整備等 . . . . . 27
- 2 障害児支援の必要な見込み量 . . . . . 28

### 資料

- 紀美野町独自のサービス . . . . . 31
- 紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱 . . . 32
- 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定委員名簿 . . . . . 33

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害部会）での議論を経て、国の定める基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）が告示され、市町村が平成30年度から平成32年度までの障害福祉計画を作成するにあたって即すべき事項が示されました。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たに策定が義務付けられたことから、紀美野町でも、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体的に策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては以下のとおりです。

### (1) 第5期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

### (2) 第1期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

### 3 計画の趣旨

以下の項目に関する平成 32 年度末の成果目標及びその目標達成のための方策を定めます。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

- (1) 福祉施設から地域生活への移行促進
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 4 基本理念

地域での支えあいにより  
自分らしく生き生きと安心して暮らせるまちづくり

障害者基本法第 1 条には、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と示されています。

紀美野町においても、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉の各種サービスの充実を図るとともに、「地域で支えあう、助けあう」という意識を住民一人ひとりが持つまちづくりを進め、障害の有無によって分け隔てられることなく、自分らしく生き生きと安心して暮らせる住みよい町づくりをめざします。

### 5 計画期間

第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画は、計画期間を平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間とし、その後見直しを図ります。

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第1次 障害者基本計画														
第2次 障害者基本計画														
第1期 障害福祉計画			第2期 障害福祉計画			第3期 障害福祉計画			第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画		
												第1期 障害児福祉計画		

## 6 計画の推進にむけて

### (1) 計画の周知

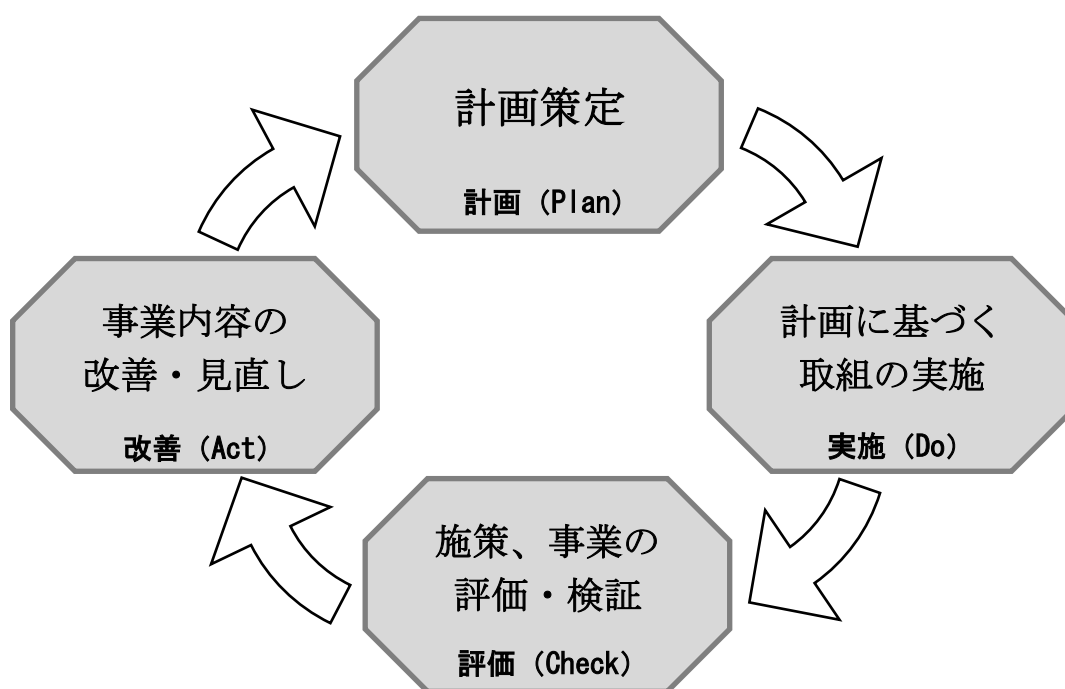
計画書の配布やホームページでの公表などにより、本計画を広く町民に周知します。特に、障害のある人に関する理解を深めるための取り組みや、地域での見守り、交流、防災などの取り組みは、地域との連携が不可欠であることから、関係課と連携し重点的な広報を行います。

### (2) 団体、事業者等との連携

本計画の推進にあたっては、国、県や近隣市町との連携を図るとともに、住民、ボランティアをはじめ学校や病院、関係機関や団体等と連携を強め、広く住民参加が図られた計画を推進します。

### (3) 評価、見直しについて

P D C A（計画—実施—評価—改善）サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、毎年、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、事業の見直しなどを行います。



## 7 他計画との整合性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～平成34年度）や和歌山県の障害者施策の基本的な方向を定めた「紀の国障害者プラン2018」及び「第5期和歌山県障害福祉計画」を踏まえ、「第2次紀美野町長期総合計画（平成29年度～平成38年度）」を上位計画とし、下記の関連計画と整合性を持たせます。

### 【関連計画】

きみの長寿プラン2018（第5次紀美野町老人福祉計画・介護保険事業計画）

第2次健康きみの21

第4次きみのいきいき行動計画

きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）

## 第2章 紀美野町の障害のある人を取り巻く現状

### 1 障害のある人の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

表1 身体障害者手帳所持者の推移（人数）

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計	総人口	人口比率
平成24年	9	145	638	792	10,478	7.56%
平成25年	7	139	634	780	10,273	7.59%
平成26年	8	124	620	752	10,006	7.52%
平成27年	9	119	619	747	9,775	7.64%
平成28年	9	111	616	736	9,518	7.73%
平成29年	9	102	593	704	9,291	7.58%

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

表2 身体障害者手帳所持者の推移（障害種別）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語咀嚼機能	肢体不自由	内部障害	合計
平成24年	39	86	5	459	203	792
平成25年	33	83	8	452	204	780
平成26年	27	82	7	435	201	752
平成27年	23	82	8	441	193	747
平成28年	18	85	7	439	187	736
平成29年	18	88	6	414	178	704

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

表3 身体障害者手帳所持者の内訳（年齢・障害種別）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語咀嚼機能	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	0	2	0	5	2	9
18～64歳	1	9	4	64	24	102
65歳以上	17	77	2	345	152	593
合計	18	88	6	414	178	704

資料：保健福祉課調べ（平成29年3月31日現在）



表4 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成24年	176	141	207	166	44	58	792
平成25年	169	132	206	170	46	57	780
平成26年	156	124	197	169	46	60	752
平成27年	152	118	186	181	49	61	747
平成28年	150	117	174	182	50	63	736
平成29年	138	109	161	179	53	64	704

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

表5 療育手帳所持者数の推移（人数）

	18歳未満	18歳以上	合計	総人口	人口比率
平成24年	24	64	88	10,478	0.84%
平成25年	19	66	85	10,273	0.83%
平成26年	15	66	81	10,006	0.81%
平成27年	15	68	83	9,775	0.85%
平成28年	17	71	88	9,518	0.92%
平成29年	16	75	91	9,291	0.98%

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

表6 療育手帳所持者の推移（等級別）

	A1	A2	B1	B2	合計
平成24年	25	16	22	25	88
平成25年	23	16	22	24	85
平成26年	21	16	21	23	81
平成27年	21	17	20	25	83
平成28年	22	17	21	28	88
平成29年	23	16	23	29	91

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

表7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人数）

	1級	2級	3級	計	総人口	人口比率
平成24年	12	40	15	67	10,478	0.64%
平成25年	12	44	13	69	10,273	0.67%
平成26年	14	48	12	74	10,006	0.74%
平成27年	12	47	20	79	9,775	0.81%
平成28年	12	46	23	81	9,518	0.85%
平成29年	12	48	20	80	9,291	0.86%

資料：海南保健所資料より（各年3月31日現在）

(4) 自立支援医療受給者の状況

表8 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（人数）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	79	83	86	94	101	99
人口	10,478	10,273	10,006	9,775	9,518	9,291
割合	0.75%	0.81%	0.86%	0.96%	1.06%	1.07%

資料：海南保健所資料より（各年3月31日現在）

表9 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（疾患別）（人数）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
症状性を含む器質性精神障害	3	3	4	3	3	2
中毒性精神障害	2	2	3	5	6	4
統合失調症圏	38	40	41	42	43	44
気分障害	18	20	21	23	24	22
神経症性障害	4	4	4	5	5	7
成人の人格及び行動の障害	1	1	1	1	1	1
精神遅滞	1	1	1	1	1	0
てんかん	12	12	11	13	14	14
心理的発達の障害	0	0	0	1	2	4
小児・青年期に発症する行動情緒障害	0	0	0	0	2	1
計	79	83	86	94	101	99

資料：海南保健所資料より（各年3月31日現在）

(5) 難病患者の状況

表 10 特定疾患医療受給者証交付状況 (人数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受給者数	107	96	96	91	93	94
人口	10,478	10,273	10,006	9,775	9,518	9,291
割合	1.02%	0.93%	0.96%	0.96%	0.98%	1.01%

資料：海南保健所資料より (各年 3 月 31 日現在)

表 11 小児慢性特定疾患治療研究事業受給児数の推移 (人数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受給者数	8	6	6	5	5	5

資料：海南保健所資料より (各年 3 月 31 日現在)

(6) 特別支援学校及び特別支援学級在籍児童・生徒の状況

表 12 特別支援学校・特別支援学級在籍児数 (人数)

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
支援 学校	小学部	6	3	1	0	0	0
	中学部	5	6	5	4	2	2
	高等部	4	2	4	6	7	6
	計	15	11	10	10	9	8
支援 学級	小学校	5	3	5	8	8	9
	中学校	4	3	3	2	2	2
	計	9	6	8	10	10	11
合計		24	17	18	20	19	19

資料：紀美野町教育委員会より (各年 5 月 1 日現在)

(7) 障害福祉サービスの状況

表 13 障害福祉サービス支給決定者数・利用者数（延人数）

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
支給決定者数	18 歳以上	126	124	133	134
	18 歳未満	18	22	25	22
利用者数	18 歳以上	106	106	113	117
	18 歳未満	15	17	15	12
利用率	18 歳以上	84.1%	85.5%	85.0%	87.3%
	18 歳未満	83.3%	77.3%	60.0%	54.5%

資料：保健福祉課調べ（各年度 10 月現在）

## 2 基本方針と施策の展開

### (1) 相互理解の促進

#### ① 障害のある人への理解促進

- ・ 中学校において、バリアフリー体験や、特別支援学校生徒との交流を実施
- ・ 小中学校や団体、町民に対し、あらゆる機会を通じて人権教育等を実施
- ・ 地域包括支援センターにてすべての方の総合相談を実施

#### ② 交流・ふれあいの促進

- ・ 障害者団体スポーツ・レクリエーション、文化活動等の交流活動の支援

### (2) 地域での生活支援（施策の展開）

#### ① 相談支援体制の整備

- ・ 市町村（紀美野町地域包括支援センター）
- ・ 町が委託している委託相談事業所（厚生・AOI・らん）を紹介

#### ② 障害福祉サービスの充実

#### ③ 保健・医療の充実

- ・ 広報での周知や機会を通じて健康教育を実施
- ・ 特定健診やがん検診の推進
- ・ 自立支援医療の給付や重度心身障害者医療費助成制度、特定疾患に対する公費負担制度等により医療費の助成

(3) 障害のある子どもへの支援

① 母子保健施策の充実

- ・子育て世代包括支援センター
- ・妊婦健康診査・新生児聴覚検査等の助成
- ・保健師や助産師訪問、乳幼児健診、発達相談、親子教室
- ・はぐくみ会

② 保育・療育の充実

- ・障害児療育等支援アドバイザーの助言や医療機関、各種訓練機関、児童発達支援事業所等と連携

③ 学校教育の充実

- ・適宜ケース会議を開催
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談
- ・施設・設備の整備

(4) 就労の支援や地域活動支援

① 雇用の促進・就労支援体制の確立

- ・本人に適した就労につなげるため、相談支援事業所や就労移行支援事業所などの連携

② スポーツ活動・文化活動の推進

(5) 安心して暮らせる環境づくり

① 福祉のまちづくりの推進

- ・公共機関のトイレや駐車場の整備

② 移動交通支援の充実

- ・福祉タクシーや福祉有償運送等の制度

③ 防災対策の推進

- ・避難行動要支援者名簿の整備

④ 成年後見制度の利用促進

### 3 共生型サービス

人口の高齢化に伴い、障害者やその介助者の高齢化も進んでいます。5ページで示している身体障害者手帳所持者の状況から、身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は84.2%（平成29年）となっています。

これまで、障害福祉サービスの利用者が65歳を迎えた場合、障害福祉サービスよりも介護保険サービスを優先させる原則のもとで、高齢の障害者が使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあることが課題とされてきました。このことについては、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設され、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくすることが定められました。

今後は、より一層、障害福祉サービスと高齢者福祉サービスとの協働が見込まれることから、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの連携強化や、障害福祉サービス事業所の介護保険サービスへの参入及び介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入促進を図る必要があります。

### 第3章 安心して暮らせるための施策・サービス（障害福祉計画）

#### 1 平成32年度までの成果目標

##### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

###### 【国の基本指針】

平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する。

また、平成32年度末の施設入所者を平成28年度末時点の2%以上削減する。

###### 【紀美野町の目標数値】

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者	14人	
【目標】地域生活移行者の増加	2人	平成28年度末時点の9%以上移行
平成32年度末の施設入所者	13人	平成32年度末の利用者見込数
【目標】施設入所者の削減	1人	平成28年度末時点の2%以上削減

###### 【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、グループホーム等への移行を支援します。

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

###### 【国の基本指針】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざすため、平成32年度末までに、全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

###### 【紀美野町の目標】

平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備する。

#### 【紀美野町の目標】

海南海草圏域において、地域の事業者が機能を分担して支援を行う面的整備型の拠点整備を進めます。平成 30 年度から、拠点に求められる 5 つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）うち、ニーズの高い機能から順次整備します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

- ・ 福祉施設利用者のうち、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上の人が、平成 32 年度中に一般就労に移行することをめざす。
- ・ 就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増やす。
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

#### 【紀美野町の目標数値】

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者	0 人	
【目標】福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	1 人	平成 32 年度の一般就労移行者数 (平成 28 年度の実績がないため 1 人を目標とする)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	1 人	
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	2 人	平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数 (平成 28 年度末の利用者から 2 割以上)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行支援率の増加	国の方針を参考に目標達成をめざします。	
【目標】就労定着支援事業による職場定着率	平成 31 年度 80% 平成 32 年度 80%	国の方針を参考に目標達成をめざします。

#### 【今後の方向性】

海南海草圏域には就労移行支援事業所がないため、他圏域の事業所の利用により、サービスを提供します。



## 2 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行支援、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出の際に必要な援助などのサービスを提供します。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時、移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

#### 【サービスの実績と見込み量】

居宅介護、重度訪問介護については、個人によって利用に差があり、計画値を下回っています。同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業の利用者はいません。平成 29 年度までの実績値より今後のサービス利用を見込み、計画値とします。

\*平成 29 年度実績値は見込

	単 位	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	時間/月	920	960	1,000	780	810	840
	人/月	23	24	25	22	23	24
実績値	時間/月	767	776	654			
	人/月	19	21	21			
達成率 (%)	時間/月	83.4	80.8	65.4			
	人/月	82.6	87.5	84.0			

【訪問系サービスの見込み量確保のための方策】

現在訪問系サービスを提供している事業所だけでなく、介護保険事業所などに対し、必要な情報提供を図るなど事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）があります。

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人が対象となります。主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等が受けられます。 機能訓練・・・対象者が、身体障害者又は難病患者 生活訓練・・・対象者が、知的障害者又は精神障害者
就労移行支援	就労を希望する人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。
就労継続支援 (A型＝雇成型、 B型＝被雇成型)	通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。 A型・・・一般企業等での就労が困難な人に、利用者と雇用契約を結んだ上、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型・・・一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整、指導、助言等を行います。

療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する人が対象となります。主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 (福祉型、 医療型)	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。  福祉型・・・障害者支援施設等において実施 医療型・・・病院、診療所、介護老人保健施設において実施

### 【サービスの実績と見込み量】

生活介護は、平成 29 年度では、施設入所中の 13 人が日中活動として利用している他、自宅やグループホームから 8 人が通所しています。今後も、特別支援学校卒業生等の新規利用者を見込み、計画値とします。

自立訓練（機能訓練）事業所は海南海草圏域にはありませんが、他圏域において、利用があります。今後も近隣市町の事業所を利用しながら、サービス提供を行っていくこととし、平成 29 年度の実績から計画値とします。

自立訓練（生活訓練）事業所は海南海草圏域に 2 か所であり、平成 29 年度実績はありませんが、平成 27 年度・平成 28 年度の実績から計画値とします。

就労移行支援事業所は海南海草圏域にはありませんが、他圏域において、利用があります。今後も近隣市町の事業所を利用しながら、サービス提供を行っていくこととし、平成 29 年度の実績と成果目標を勘案し、計画値とします。

就労継続支援 A 型事業所は海南市に 3 か所あり、平成 28 年度以降、計画値を上回っています。今後も特別支援学校卒業生等の新規利用者を見込み、計画値とします。

就労継続支援 B 型作業所は、町内に 1 か所、海南市に 7 か所ありますが、個人によって利用に差があり、計画値を下回っています。今後は、特別支援学校卒業生等の新規利用者を見込み、計画値とします。

就労定着支援は、平成 30 年度からの新規サービスです。一般就労に移行した人を対象に提供するサービスであるため、就労移行支援の計画値をもって就労定着支援の計画値とします。

療養介護は、現状で計画値とします。

短期入所は、個人や年度によって利用に差があり、平成 28 年度の利用日数を除き、計画値を下回っています。第 5 期計画においては、福祉型と医療型に分けて目標値を設定します。福祉型については、施設入所希望者の新規利用を見込み、計画値とします。医療型については、平成 29 年度の実績から計画値とします。

\*平成 29 年度実績値は見込

サービス名		単 位	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
生活介護	計画値	人日/月	396	418	440	520	580	600
		人/月	18	19	20	24	27	28
	実績値	人日/月	391	395	431			
		人/月	19	19	20			
	達成率 (%)	人日/月	98.7	94.5	98.0			
		人/月	105.6	100	100			
自立訓練 (機能訓練)	計画値	人日/月	0	22	22	22	22	22
		人/月	0	1	1	1	1	1
	実績値	人日/月	0	3	21			
		人/月	0	*0	1			
	達成率 (%)	人日/月	0	13.6	95.5			
		人/月	0	0	100			
自立訓練 (生活訓練)	計画値	人日/月	26	39	39	22	22	22
		人/月	2	3	3	1	1	1
	実績値	人日/月	25	2	0			
		人/月	2	*0	0			
	達成率 (%)	人日/月	96.2	5.1	0			
		人/月	100	0	0			
就労移行 支援	計画値	人日/月	22	22	22	22	22	44
		人/月	1	1	1	1	1	2
	実績値	人日/月	17	17	20			
		人/月	1	1	1			
	達成率 (%)	人日/月	77.3	77.3	90.9			
		人/月	100	100	100			
就労継続 支援 A 型	計画値	人日/月	132	154	176	240	260	280
		人/月	6	7	8	11	13	15
	実績値	人日/月	93	187	183			
		人/月	5	9	9			
	達成率 (%)	人日/月	70.5	121.4	104.0			
		人/月	83.3	128.6	112.5			

※自立訓練の実績値（人/月）で、利用人数の月平均が 1 未満の年度は 0 となっています。

サービス名		単 位	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
就労継続 支援B型	計画値	人日/月	576	594	630	570	600	630
		人/月	32	33	35	32	34	36
	実績値	人日/月	565	542	532			
		人/月	32	31	30			
	達成率 (%)	人日/月	98.1	91.2	84.4			
		人/月	100	93.9	85.7			
就労定着 支援	計画値	人/月	/			1	1	2
療養介護	計画値	人/月	3	3	3	3	3	3
	実績値	人/月	3	3	3			
	達成率 (%)	人/月	100	100	100			
短期入所	計画値	人日/月	55	66	66	/		
		人/月	5	6	6			
	実績値	人日/月	41	70	54			
		人/月	3	5	3			
	達成率 (%)	人日/月	74.5	106.1	81.8			
		人/月	60.0	83.3	50.0			
福祉型	計画値	人日/月	/			90	90	90
		人/月				4	4	4
	実績値	人日/月	40	69	53			
		人/月	3	5	2			
医療型	計画値	人日/月	/			1	1	1
		人/月				1	1	1
	実績値	人日/月	1	*0	1			
		人/月	*0	*0	*0			

※短期入所（医療型）の実績値で、利用日数・利用人数の月平均が1未満の年度は0となっています。

#### 【日中活動系サービスの見込み量確保のための方策】

一部サービスを除き、利用量は増加の傾向にあります。しかしながら町内には利用できる事業所が少なく、特に山間部においてはサービス利用が困難な状況も見受けられます。身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、近隣市町とも連携しながら、さらなる啓発活動、サービスの基盤整備及び提供体制の確保に努めていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

サービス名	内 容
自立生活援助	施設やグループホームを退所した方で一人暮らしの方等を対象に、定期的な居宅訪問、相談等随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービスの実績と見込み量】

自立生活援助は、平成 30 年度からの新規サービスです。地域移行した人を対象に提供するサービスであるため、地域移行支援の計画値をもって自立生活援助の計画値とします。

共同生活援助（グループホーム）は、海南市に 5 事業所 12 か所、町内 1 事業所 1 か所と合わせ圏域内に合計 6 事業所 13 か所あります。利用者数は年々増えており、計画値を上回っています。今後も、新規利用や入所施設からの退所者を見込み、計画値とします。

施設入所支援は、毎年 0～2 人の入退所がありますが、今後は、新規利用と地域移行の成果目標を勘案し、計画値とします。

\*平成 29 年度実績値は見込

サービス名		単 位	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活 援助	計画値	人/月	/			0	1	1
	実績値	人/月	8	9	10	16	18	20
共同生活 援助（グル ープホーム）	達成率	%	112.5	122.2	140.0			
	計画値	人/月	14	13	13	15	14	13
施設入所 支援	実績値	人/月	13(13)	13(14)	14(13)			
	達成率	%	92.9	100	107.7			

※施設入所支援の実績値で、（ ）内の数値は年度末時点の実人数

【居住系サービスの見込み量確保のための方策】

サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、グループホームの新たな事業参入についての検討を行います。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスと地域相談支援を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や精神科病院に長期入院している人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込み量】

計画相談支援は、平成 27 年度から障害福祉サービス利用者全員を対象に計画作成を行っており、計画値を上回っています。今後も、新規のサービス利用を見込み、計画値とします。なお、第 4 期計画では、年間の計画作成の人数を計画値としていますが、第 5 期計画では、月間の計画作成及びモニタリングの人数を計画値とします。

地域移行支援は、平成 28 年度に 1 人が利用して、長期入院先から退院し、地域生活を送っています。現在利用者はいませんが、今後は長期入院者の退院促進に伴い、地域移行支援、地域定着支援の利用者を見込み、計画値とします。

\*平成 29 年度実績値は見込

サービス名		単 位	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
計画相談支援	計画値	人/年	80	83	85			
	実績値	人/年	89	91	88			
	達成率	%	111.3	109.6	103.5			
	計画値	人/月				20	22	24
	実績値	人/月	18	19	18			
地域移行支援	計画値	人/月	1	1	1	0	1	1
	実績値	人/月	0	1	0			
	達成率	%	0	100	0			
地域定着支援	計画値	人/月	1	1	1	0	1	1
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	0	0	0			

【相談支援サービスの見込み量確保のための方策】

海南海草圏域では、9か所の指定特定計画相談事業所がありますが、更なる事業者数の確保とともに各関係機関のネットワークの強化や相談支援専門員の資質の向上を図り、相談支援体制の整備・充実に努めます。



### 3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

#### (1) 必須事業について

サービス名		内 容
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
	基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職の配置や相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に関する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業		聴覚、音声、言語機能などの障害により、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を設置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

サービス名		内 容
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	電気たん吸引器、ネブライザー、盲人用体重計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、盲人用時計等
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害者との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修をします。
移動支援事業		屋外での移動に支援等が必要な方に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業		障害のある人に、創作的活動または、生産活動の機会の提供、社会との交流を図ります。

【サービスの実績と見込み量】

\*平成 29 年度実績値は見込

サービス名		単 位	実 績 値			計 画 値		
			平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	有	有	有
相談 支援 事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有	有	有
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	有
意思疎 通支援 事業	手話通訳者派遣事業	人	0	0	0	0	0	1
	要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	1
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

サービス名		単 位	実 績 値			計 画 値		
			平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
日常生活用具 給付 事業	介護・訓練支援用具	人/年	2	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	人/年	0	3	1	2	2	2
	在宅療養等支援用具	人/年	1	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	人/年	0	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	人/年	35	26	28	28	30	30
	居宅生活動作補助事業（住宅改修）	人/年	2	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成事業		人	0	0	0	0	0	1
移動支援		時間/年	1475	550.5	500	500	570	570
		人/年	8	10	7	7	8	8
地域活動支援センター事業		箇所	0	0	0	0	0	1

障害者相談支援事業は、海南市と共同で療育センターA O I、国保野上厚生総合病院指定相談支援事業所、海草圏域障害児者相談支援事業所「らん」に委託しています。

基幹相談支援センターについては、海南海草自立支援協議会にて、海草圏域障害児者相談支援事業所「らん」に委託は決定で、運営内容等の詳細について検討中です。

#### 【今後の方策】

理解促進研修・啓発事業は、町内の障害団体や障害福祉サービス事業所の福祉分野だけでなく、教育・就労・地域活動の幅広い分野と連携し、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の促進について周知と啓発を推進します。

自発的活動支援事業は、障害者やその家族、地域住民等が行う交流や災害対策等の自発的活動に対して、情報や場の提供などの支援ができるように検討していきます。

障害者相談支援事業は、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報を提供しサービスの利用支援等を行うために、海南市と共同で療育センターA O I、国保野上厚生総合病院指定相談支援事業所、海草圏域障害児者相談支援事業所「らん」に委託しています。こうした相談支援事業を効果的に実施するために、住民に相談支援の周知に努め、関係機関との連携を強化していきます。

基幹相談センターについては、海草圏域障害児者相談支援事業所「らん」に委託し、圏域の障害者支援の中核的な拠点として位置付けます。基幹相談支援センターでは自立支援協議会の運営を通し、社会資源の開発や改善を推進し、障害者に対しては委託支援事業所と連携しながらより専門性の高い支援を行っていきます。

住宅入居等支援事業については、実績がありませんが、利用希望者がいれば取り組んでいきます。

成年後見制度利用支援事業を必要とする障害のある人の把握に努め、実施していきます。

成年後見制度法人後見支援事業の実施団体である紀美野町社会福祉協議会の活動を支援します。

意思疎通支援事業は、サービスを必要としている人の把握に努めるとともに、県、近隣市町村の協力を得ながら、派遣事業を行っていきます。

手話通訳者設置事業については、実施に向けての検討を行っていきます。

日常生活用具等の給付を必要とする人に対して、情報の周知を図るとともに、障害特性に合った給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業は、今回計画より、必須事業になりました。サービスを必要としている人の把握に努めるとともに、県、近隣市町村の協力を得ながら、実施していきます。

移動支援事業は、余暇支援や社会参加のための外出支援を今後も継続して実施していきます。

就労していない人の休日等の余暇支援として、地域活動支援センターの設置にむけ海南海草自立支援協議会等において検討を行っていきます。

(2) 任意事業について

サービス名		内容
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	在宅の身体障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業	放課後等デイサービスを利用しない障害児の放課後支援や障害者の短期入所（宿泊を伴うものを除く）サービスを提供します。
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション開催等事業	各種障害者スポーツ教室や講座の開催、障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促し、社会参加の向上を図ります。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて適宜提供します。
	自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	就労等社会参加に伴い障害者の所有、運転する自動車のハンドル等の改造に要する費用や運転免許の取得に要する費用の一部を助成します（助成限度額 10 万円）。

【サービスの実績と見込み量】

\*平成 29 年度実績値は見込

サービス名	単 位	実 績 値			計 画 値		
		平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
訪問入浴サービス事業	日数/年	245	155	120	120	120	120
	人/年	2	2	1	1	1	1
日中一時支援事業	日数/年	77	74	80	80	100	100
	人/年	3	3	4	4	5	5
スポーツ・レクリエーション開催等事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
声の広報等発行	人	2	2	2	2	3	3
自動車運転免許取得助成事業	件	0	0	1	1	1	1
自動車改造助成事業	件	0	2	1	1	1	1

【今後の方策】

訪問入浴サービス事業や日中支援一時支援事業は、障害福祉サービスと同じく、山間部においては、サービス利用が困難な状況が見受けられます。今後の利用量等を勘案しつつ、利用者のニーズに応えられるよう、さらなる啓発活動、サービスの基盤整備及び提供体制の確保に努めていきます。

スポーツ・レクリエーション開催事業は、障害者団体等と協力しながら、事業周知を引き続き図りながら、障害の有無を問わず誰もが楽しめる交流をめざしていきます。

声の広報等発行は、ボランティアの活動を支援します。

自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業は、サービス希望者に対して、助成を行っていきます。

## 第4章 障害児支援（障害児福祉計画）

### 1 障害児支援の提供体制の整備等

#### 【国の基本方針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設定する。

#### 【海南海草圏域の目標値】

項目	目標値
児童発達支援センター	平成32年度までに1箇所
保育所等訪問支援	当町では、すでに保育所等訪問支援を利用できる状況となっています。
児童発達支援事業所及び放課後デイサービスの確保	平成32年度までに1箇所
医療的ケア児の協議の場	平成30年度までに1箇所

#### 【今後の方向性】

当町には、障害児に対応した事業所がないため、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援は、海南市や近隣の市町村の事業所の利用により、サービスを提供しています。

また、海南海草圏域には、医療的ケア児の協議の場と、児童発達支援を行う事業所のうち児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターはありません。これらを新たに設ける必要があります。

今後、海南海草圏域自立支援協議会で新規事業所の参入や障害児支援の体制づくりについて協議していきます。

## 2 障害児支援の必要な見込み量

### 【障害児サービスの見込み量確保のための方策】

障害や発達につまずきのある子どもが、一人一人の可能性を伸ばして自立や社会参加ができるように、保健・医療・福祉・療育教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、支援の推進に取り組みます。

各サービスの利用日数（日/月）・利用者数（人/月）の算出にあたっては、第4期障害福祉計画の実績及び見込みを比較するとともに、実績値の推移を検証しました。表の数値は全て1か月の利用日数と利用者数の見込みを記載しています。

#### (1) 児童発達支援

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用日数	84	77	59
	利用者数	12	10	6

乳幼児健診や保育所入所後の発達相談から児童発達支援を紹介されるケースが増えています。

平成 29 年度の実績と今後利用すると思われる児を見込んで対象者を算出しました。出生数が減少しているため、今後急激な増加はないと思われま。

当町には児童発達支援の事業所がないため、新規事業所の参入や近隣の事業所の利用、自立支援協議会での障害児の体制づくりに努め、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

#### (2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援および治療を行います。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用日数	0	0	0
	利用者数	0	0	0

県内に事業所がないため、目標値はゼロとしています。

(3) 放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	利用日数	64	50	50
	利用者数	6	5	5

平成 29 年度の実績と今後利用すると思われる児を見込んで対象者を算出しました。出生数が減少しているため、今後急激な増加はないと思われま

す。当町には放課後等デイサービスの事業所がないため、新規事業所の参入や近隣の事業所の利用、自立支援協議会での障害児の体制づくりに努め、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	利用日数	1	1	1
	利用者数	2	2	2

児童発達支援を利用している児、就学後気になる児等必要と思われる児の利用を見込み、計画値とします。

保育所で発育や発達・行動・情緒面で気になる児については、障害児療育等支援アドバイザー事業にて保育士への助言を行っていますが、保育所等訪問支援と併せて支援していきます。

当町には保育所等訪問支援の事業所がないため、新規事業所の参入や近隣の事業所の利用、自立支援協議会での障害児の体制づくりに努め、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援 (※新規)

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が難しい障害児を対象に居宅に訪問して発達支援を行うものです。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0	0	1
	利用者数	0	0	1

新規事業のため、自立支援協議会を中心に協議し、平成 32 年度までに利用できる体制を整えます。



(6) 障害児相談支援

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	利用者数	3	2	2

計画作成について、セルフプランを活用している児もいますが、障害児相談支援による計画作成及びモニタリングについては、継続した関わりが必要な児を見込んで計画値とします。

当町には障害児相談支援事業の指定を受けている事業所がないため、新規事業所の参入や近隣の事業所の利用、自立支援協議会での障害児の体制づくりに努め、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

保護者等が子どもの成長や発達に関する不安を解消するとともに、障害児通所支援や障害福祉サービスの周知に努めます。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(※新規)

日常生活で痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアが必要な児に対し、関連分野の支援を調整する役割を担います。

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0	0	1

全国的に医療技術の進歩により医療的ケアが必要な児は増加しています。医療的ニーズの高い重症心身障害児は一般の児童通所支援で支援を受けることは難しい状況にあります。現在当町で医療的ケアが必要な児はいませんが、今後を見据えて平成 32 年度までにコーディネーターの確保に努めます。

## 資料

### 紀美野町独自のサービス

サービス名	内 容
福祉タクシー	身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１、Ａ２、Ｂ１）又は精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）所持者に福祉タクシー初乗り乗車料金相当額の利用券を年間１２枚交付します。
紀美野町コミュニティバス（ふれあい号）	乗車に際し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、無料で乗車できます。
福祉有償運送	一定の外出支援サービス対象者の条件を満たす身体障害者及び単独での移動が困難である障害者（付添人含む）が、定められた料金で町内の通院等の移動ができます。
心身障害児在宅扶養手当	１８歳未満（重度の場合２０歳未満）の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の親又は養育者に対し扶養手当を支給します。
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１、Ａ２）若しくは精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）所持者、又は障害年金（１級、２級）若しくは特別児童扶養手当（１級）を受給されている方に保険対象となる療養に要する費用について医療助成金を支給します（ただし、平成２８年４月１日以降に６５歳以上で新たに該当になった方は除きます）。

## 紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 11 月 8 日

告示第 112 号

(設置)

第 1 条 本町における障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、学識経験者及び障害者の福祉に関連する分野の関係者から広く意見を求め、総合的な計画とするために紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者の実態や意向調査等の結果に基づき、障害者福祉施策の総合的かつ効果的な推進方策及びその見込量等に関すること。
- (2) その他必要な事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、学識経験を有するもの、障害者団体等の関係者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員から町長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の指名したのもをもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、紀美野町保健福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する
- 2 この告示の施行の日以後に最初に開催される委員会の会議は、町長が招集する。

第5期紀美野町障害福祉計画及び第1期紀美野町障害児福祉計画策定委員名簿

(委員順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委員 長	西 本 武 司	医師
副委員長	河 野 孝	歯科医師
	柳 岡 公 彦	医師（国保野上厚生総合病院）
	上 野 半 兵 衛	医師（国保野上厚生総合病院）
	畠 山 博 充	町商工会会長
	九 鬼 孝 哉	町身体障害者会会長
	美 野 勝 男	町議会議長
	若 林 豊	町区長会長
	田 淵 晴 民	町民生委員児童委員協議会会長
	坂 本 雅 律	町障害児者父母の会会長
	井 村 順 弘	町老人クラブ連合会会長
	中 尾 登 志 子	介護者家族
	新 宅 将 秀	特別養護老人ホームやすらぎ園園長
	瀧 畑 し づ 恵	特別養護老人ホーム美里園園長
	柿 本 慎 一	介護支援専門員
	根 來 平	町社会福祉協議会会長
	山 本 倉 造	学識経験者
	中 谷 の り 子	2号被保険者
	仲 岡 み ち 子	住民課長
	小 川 裕 康	副町長



---

第 5 期紀美野町障害福祉計画  
及び  
第 1 期紀美野町障害児福祉計画

平成 3 0 年 3 月発行

編集・発行 紀美野町保健福祉課

〒640-1121

和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1 4 0 8 番地 4

TEL (073)-489-9960

FAX (073)-489-6655

---